

## 「国務院の新情勢における知的財産権強国建設の加速に関する若干意見」重点仕事分業方案

「国務院の新情勢における知的財産権強国建設の加速に関する若干意見」(国発〔2015〕71号)を実行するために、各関係部門の職責に基づき、各重点仕事について下記のように分業する。

### 一、知的財産権管理体制改革の推進

(一) 知的財産権管理体制の改善の研究。

1、国家知識産権戦略実施工作部際聯席會議制度を改善する。国務院リーダーを召集人とする。

(知識産権局担当)

2、知的財産権管理体制の改革を積極的に研究し探索する。(中央編弁、知識産権局、工商総局、版權局担当。前記第一番目の部門は主導部門である。以下は同じ。)

3、地方に知的財産権改革の実験を行う権限を授權する。条件を満たす地方に対して知的財産権総合管理改革試行を奨励する。(知識産権局、中央編弁、工商総局、版權局担当)

(二) 知的財産サービス業及び社会組織管理の改善。

4、知的財産サービス業開業制限を緩和し、サービス業が高品質で効率的に発展することを推進する。知的財産サービス業が集積する地域の建設を加速する。(知識産権局、工商総局、版權局担当)

5、専利代理業界の開放度を拡大し、専利代理機構株主又はパートナーに対する制限を緩和する。(知識産権局担当)

6、知的財産権サービス業協会組織「一業多会」の試行を探索する。事業情報披露制度を改善し、知的財産権代理機構及び従業者の信用評価等の関連情報を適時に公開する。(知識産権局、工商総局、版權局担当)

7、著作権者の得られるライセンス費が増加するよう、著作権団体管理機構の費用徴収基準を規範化し、利益分配制度を改善する。(版權局担当)

(三) 重大経済活動知的財産権評議制度の設立。

8、知的財産権評議政策を研究・制定する。知的財産権評議指南を改善し、評議範囲と手続きを規範化する。国家重大産業計画、投資した重大ハイテックプロジェクトなどに関し、知的財産権評議を行い、国家科学技術計画知的財産権目標評価制度を設立する。重大科学技術活動知的財産権評議の試行を積極的に探索、重点分野の知的財産権評議報告発表制度を設立し、イノベーションの効率向上、産業発展のリスク低減を促進する。(知識産権局、発展改革委員会、科学技術部、工業と情報化部、工商総局担当)

(四) 知的財産権を重要内容とするイノベーション駆動発展評価制度を設立する。

9、知的財産権製品を順次国民経済計算に組み入れ、知的財産権指標を国民経済と社会発展計画に組み入れる。(統計局、発展改革委員会、知識産権局、工商総局、版權局担当)

10、指導者グループと幹部に対して総合考査評価を行う際、発明創造、知的財産権保護を激励すること、転化運用を強化すること、良好な環境を作ること等の状況と効果を重視する。(中央組織部、知識産権局、工商総局、版權局担当)

11、営業実績と、知的財産権及びイノベーションの両方を重視する国営企業考査・評価モデルを立てることを探索する。(国資委、中央組織部、知識産権局担当)

12、国家関連規定に基づき知的財産権奨励プロジェクトを設立し、各種の国家奨励制度における知的財産権評価の重要度を高める。(知識産権局、人力資源社会保障部、工商総局、版權局担当)

13、知的財産権発展状況年度報告を公表する。(知識産権局、農業部、工商総局、質検総局、版權局、林業局担当)

## 二、厳格な知的財産権保護の実行。

### (一)知的財産権侵害行為に対する懲罰の強化。

14、知的財産権侵害の法定賠償額上限を引き上げ、情状が深刻である悪意の権利侵害行為に対して懲罰性賠償を求める。更に侵害人に実際に発生した合理的な費用を負担させる。(高法院、農業部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、版權局、食品薬品監管総局、林業局、知識産権局、法制弁は、それぞれの職責により担当する。)

15、知的財産権侵害行政処罰案件情報を更に公開する。(全国知的財産権侵害と模倣品・粗悪品製造行為打撃指導グループ弁公室、農業部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、版權局、食品薬品監管総局、林業部、知識産権局担当)

16、知的財産権早期権利行使システムを改善する。(知識産権局担当)

17、国際展覧会、電子商取引などの分野における知的財産権執法力度を強化する。(農業部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、版權局、食品薬品監管総局、林業部、知識産権局は、それぞれの職責により担当する。)

18、関連の国際組織及び境外執法部門との連合執法を行い、知的財産権司法保護において外部との提携を強化する。(高法院、高検院、公安部、司法部、農業部、商務部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、版權局、食品薬品監管総局、林業部、知識産権局は、それぞれの職責により担当する。)

### (二)知的財産権犯罪に対する打撃度の強化。

19、法により知的財産権侵害行為を厳重に打撃を与え、チェーン式で、産業化された知的財産権犯罪ネットワークを重点として打撃する。(公安部担当)

20、知的財産権行政執法と刑事司法との繋がりを更に緊密にし、被疑犯罪案件移管の程度を強化する。(全国知的財産権侵害と模倣品・粗悪品製造行為打撃指導グループ弁公室、高検院より主導し、高法院、公安部、農業部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、版權局、林業部、知識産権局より補助して担当する)

21、涉外知的財産権執法体制を改善する。刑事執法の国際提携を強化し、涉外知的財産権犯罪案件の捜査・処罰程度を強化する。(全国知的財産権侵害と模倣品・粗悪品製造行為打撃指導グループ弁公室、公安部、商務部、税関総署、工商総局、質検総局、版權局、知識産権局、貿易促進委員会担当)

22、知的財産権犯罪行為の打撃において関連の国際組織及び国との司法協力を緊密にし、案件情報の通達及び情報交換の程度を強化する。(司法部、高法院、高検院、公安部、税関総署、工商総局、質検総局、版權局、知識産権局担当)

(三)完備な知的財産権保護クリアランス体制の設立。

23、故意に知的財産権を侵害する行為の状況を企業及び個人信用記録に組み入れる。(発展改革委員会、人民銀行より主導し、工商総局、版權局、知識産権局等より補助して担当する。)

24、商業秘密保護法律法規の改善を推進し、人材交流と技術提携における商業秘密保護を強化する。(工商総局、法制弁担当)

25、税関の知的財産権執法保護を強化する。模倣品出所に係る情報の収集制度を設立し、中国税関知的財産権保護情況年度報告を発表する。(税関総署、工商総局、知的財産権局、郵政局担当)

26、大型専門化市場の知的財産権管理と保護を強化する。(工商総局、質検総局、版權局、知識産権局は、それぞれの職責により担当する。)

27、業界組織が知的財産権保護における積極的な役割を果たす。(全国知的財産権侵害と模倣品・粗悪品製造行為打撃指導グループ弁公室担当)

28、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、モノのインターネットなどの情報技術を運用し、オンライン発明、研究成果の知的財産権保護を強化し、クリアランス防備能力を向上させる。(知識産権局、国家インターネット情報弁公室担当)

29、小規模企業の知的財産権保護への援助力度を強化し、公平競争、公平監督・管理のイノベーション起業と営業環境を構築する。(工業と情報化部、公安部、司法部、農業部、商務部、文化部、人民銀行、税関総署、工商総局、質検総局、版權局、林業局、知識産権局、国家インターネット情報弁公室、郵政局は、それぞれの職責により担当する)

30、知的財産権保護社会満足度調査を行う。(中央総治弁、知識産権局は、それぞれの職責により担当する)

(四)新業態新分野のイノベーション成果に対する知的財産権保護の強化。

31、植物新品種、生物遺伝資源及び関連伝統知識、データベース保護と国防知的財産権などに係る法律制度を改善する。(科技部、環境保護部、農業部、林業部、知識産権局、法制弁、国防科工局、中央軍委装備発展部は、それぞれの職責により担当する)

32、地理標識の立法を適時に行う。(農業部、工商総局、質検総局、法制弁は、それぞれの職責により担当する)

33、ビジネスモデルの知的財産権保護制度及び実用芸術品意匠専利保護制度の改善を研究する。(知識産権局、高法院より主導する)

34、インターネット、電子商取引、ビッグデータなどの分野の知的財産権保護規則の研究を強化し、関連法律法規の改善を推進する。(全国知的財産権侵害と模倣品・粗悪品製造行為打撃指導グループ弁公室、中央総治弁、高法院、工業と情報化部、公安部、農業部、商務部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、版權局、食品薬品監管総局、林業局、知識産権局、法制弁、国家インターネット情報弁公室)

35、クラウドイノベーション、クラウドソーシング、クラウドサポート、クラウドファンディングの知的財産権保護政策を制定する。(知識産権局担当)

(五)知的財産権濫用行為の制限。

36、知的財産権濫用行為を制限する法律制度を改善し、関連独占禁止執法指南を制定する。(発展改革委員会、商務部、工商総局、知的財産権局、法制弁は、それぞれの職責により担当する)

37、知的財産権独占禁止監督・管理体制を改善し、法により知的財産権を濫用して競争を排除・制限するなどの独占行為を捜査して処罰する。(発展改革委員会、商務部、工商総局は、それぞれの職責により担当する)

38、標準必須特許の公平、合理、無差別許可政策と権利侵害停止適用規則を改善する。(質検総局、知識産権局、工業と情報化部、高法院担当)

### 三、知的財産権創造運用の促進

(一)知的財産権審査及び登録制度の改善。

39、コンピューターソフトウェア著作権早期登録ルートを立てる。(版權局担当)

40、専利と商標の審査手続き及び方式を最適にし、知的財産権オンライン登録、電子出願及びペーパーレス審査を実現する。(工商総局、知識産権局は、それぞれの職責により担当する)

41、知的財産権審査協力体制を改善する。(中央編弁、工商局、知識産権局は、それぞれの職責により担当する)

42、重点優勢産業専利出願の纏め審査制度を設立し、産業安全に係る専利審査制度を健全にする。(知識産権局、工業と情報化部担当)

43、専利権確定手続きの職権による審査範囲を合理的に拡大し、授権後の専利文献補正制度を改善する。(知識産権局、法制弁担当)

44、「専利審査ハイウェイ」の国際提携ネットワークを開拓し、世界一流の専利審査機構の構築を加速する。(知識産権局)

(二)職務発明制度の改善。

45、企業及び公的機関が法により発明報告、権利帰属の区分、奨励報酬、紛争解決等職務発明管理制度の制定と健全化を奨励し指導する。(知識産権局、教育部、科技部、工業と情報化部、農業部、国資委、林業部、中科院担当)

46、イノベーション成果利益分配制度の改善を探索する。基幹団体、主要発明者の利益所得比重を引き上げ、職務発明者の合法的な權益を保障する。国営企業が下部科学研究所に知的財産権の処置及び利益分配権限を付与することを支持する。(知識産権局、科技術部、教育部、財政部、農業部、国資部、中科学部、国防科工局担当)

(三)専利実施許諾制度の改革の推進。

47、専利が実施許諾の方式を通して外部に拡がることを強化する。専利実施許諾用意制度の設立を研究し、より多くの専利権者が専利を公開許諾することを激励する。(知識産権局、法制弁担当)

48、専利の強制実施権許諾の発動、審査と認可、実施手続きを改善する。(知識産権局担当)

49、大学、科学研究院等の公的機関が、無償実施許諾を通して職員と大学生のイノベーション・起業を支持することを奨励する。(教育部、科技部、財政部、知識産権局、中科院担当)

(四) 知的財産権取引プラットフォームの建設の強化。

50、知的財産権運用サービスシステムを構築し、全国知的財産権運用公共サービスプラットフォームの建設を加速する。(知識産権局、財政部、教育部、科技部、工業と情報化部、国資委、中科院、国防科工局、中央軍委装備発展部担当)

51、知的財産権投資・融資製品を革新し、知的財産権証券化を探索する。知的財産権信用担保体制を改善し、投資・貸金連動、投資・保険連動などの新モデルの発展を推進する。全面的な革新、改革試行地域においてエンジェル投資、ベンチャーキャピタル、私募基金のハイテック分野への投資を引率する。(人民銀行、工商総局、版權局、知識産権局、銀監会、証監会は、それぞれの職責により担当する)

52、会計準則規定を詳しくし、企業知的財産権資産の科学的計算と管理を推進する。(財政部、知識産権局担当)

53、大学、科学研究所が知的財産権移転・転化機構を構築することを推進する。(知識産権局、教育部、中科院、国防科工局担当)

54、知的財産権創造と運営のクラウドファンディング、クラウドソーシングを支持し、「インターネット+知的財産権」の融合発展を促進する。(知的財産権局、発展改革委、工業と情報化部、証監会担当)

(五) 知的財産権密集型産業の育成。

55、知的財産権集中型産業カテゴリと発展企画を制定する。プライベート・エクイティー・ファンドなどの市場化方式を運用し、社会資金の知的財産権集中型産業への投資を引率する。政府調達の知的財産権集中型製品への支持を強める。(知識産権局、発展改革委、財政部担当)

56、知的財産権集中型の産業集中地域及び知的財産権集中型の産業製品モデル基地の建設を試行し、知的財産権団体管理を行う。(知識産権局、発展改革委)

(六) 知的財産権付加価値と国際影響力の向上。

57、専利品質向上プロジェクトを実施し、核心となる専利を育成する。軽工業、紡織、服装などの産業の意匠専利の保護力を強化する。(知識産権局)

58 商標で農民を富裕させることを推進する。(工商総局、農業部担当)

59、無形文化遺産、民間芸術、伝統知識の開発利用を強化し、文化イノベーション、デザインサービス及び関連産業の融合発展を推進する。(文化部、版權局、知識産権局は、それぞれの職責により、担当する)

60、企業が知的財産権を利用して海外でプライベート・エクイティーすることを支持する。(知識産権局、工業と情報化部、国資委員担当)

61、国際標準の制定に積極的に参与し、知的財産権を有する革新技術を標準に転化させることを推進する。(質検総局、工業と情報化部、知識産権局、国防科工局担当)

62、研究機構と社会組織がブランド評価の国際標準を制定することを支持し、ブランド価値体系を立てる。企業がブランド管理体系を立てることを支持し、企業が海外有名ブランドを買収することを奨励する。(質検総局、商務部、工商総局、国資委担当)

63、中華老舗を保護し伝承する。漢方薬、中華伝統料理、工芸美術などの企業の国際市場への進出を推進する。(商務部、文化部、衛生計生委は、職責により担当する)

(七)知的財産権情報の開放と利用の強化。

64、財政援助プロジェクトからなる知的財産権情報公開制度を設立する。(知識産権局、科術部、財政部担当)

65、上場企業知的財産権情報公開制度の実施を加速する。(証監会、知識産権局、工商総局担当)

66、知的財産権情報採集手続きと内容を規範化する。(知識産権局、工商総局、版權局担当)

67、知的財産権許諾の情報登録と公告制度を改善する。(知識産権局)

68、ネットワーク式知的財産権情報公共サービスプラットフォームの構築を加速し、専利、商標、版權、集積回路設計、植物新品種、地理標識などの基礎情報の無料或は低コストの開放を実現する。(知識産権局、発展改革委、農業部、工商総局、質検総局、版權局、林業局担当)

69、知的財産権情報サービス拠点を増加し、知的財産権情報公共サービスネットワークを改善する。(知識産権局、工商総局、版權局担当)

70、専利データ情報資源の開放共有を推進し、ビッグデータの運用能力を向上させる。法により専利審査過程情報を適時に公開する。(知識産権局、発展改革委担当)

#### 四、重点産業の知的財産権海外出願とリスクの予防及びコントロールの強化

(一)重点産業知的財産権海外出願の企画の強化。

71、イノベーション成果の標準化と権利化を推進し、標準化研究・製造と専利出願との有効的な連携体制の形成を推進する。標準必須専利出願指南の制定を研究する。(質検総局、知識産権局、商務部担当)

72、戦略性新興産業などの重点分野において、専利が産業発展をリードする体制を設立し、産業企画及び企業運営に関する専利案内プロジェクトを実施する。我国の産業発展に働く国家と地域の専利案内図を描く。(知識産権局、発展改革委、工業と情報化部担当)

73、国家と地域の専利出願実務ガイドラインを編纂して発表する。(知識産権局担当)

(二)海外知的財産権出願ルートの開拓。

74、企業、科学研究機構、大学等の海外専利出願における連携を推進する。企業が専利買い上げ専用基金を設けることを奨励する。(知識産権局、教育部、工業と情報化部、財政部、商務部、国資部、中科院、国防科工局、貿促会担当)

75、企業の知的財産権出願に対する指導を強化し、産業園区と重点企業において知的財産権マップ設計センターを成立することを試行する。(知識産権局、科技部、工業と情報化部、国資委担当)

76、知的財産権の多くの国における実施許諾と譲渡に関する指南を分類して制定し、知的財産権許諾契約書式を作成する。(知識産権局、商務部担当)

(三) 海外知的財産権クリアランス体系の改善。

77、知的財産権管理とサービス等の標準体系を設立する。(知識産権局、質検総局担当)

78、業界協会、専門機構が重点産業知的財産権情報と競争動向を追跡して発表することを支持する。知的財産権に係る貿易調査対応とリスク予防及びコントロールに関する国別指南を制定する。海外知的財産権情報サービスプラットフォームを改善し、国家と地域知的財産権制度環境などの情報を発表する。企業の海外知的財産権問題及び案件情報提出措置を取る。重大知的財産権案件に対する追跡と研究を強化し、リスクリマインダーを適時に発表する。(工業と情報化部、商務部、工商総局、知識産権局、貿促会は、それぞれの職責により担当する)

(四) 海外知的財産権リスク予防とコントロール能力の向上。

79、技術輸出入管理に係る制度を改善し、技術輸出入審査手続きを最適化する。(商務部担当)

80、財政援助科技計画プロジェクトからなる知的財産権対外譲渡と独占実施許諾管理制度を改善する。(商務部、科技部は主導し、財政部、知識産権局は補助して担当する)

81、知的財産権デューデリジエンス基準を制定して実行する。法律サービス機構が企業に全面的で、高品質の知的財産権法律サービスを提供することを支持する。(司法部、工商総局、版權局、知的財産権局担当)

82、公証の方式で知的財産権に関する証拠、証明資料を保管することを探索する。(司法部、高法院、工商総局、版權局、知的財産権局担当)

83、企業の知的財産権分析評議体制の設立を推進し、特に人材の導入、国際展覧会の参加、製品と技術の輸出入などの活動に対して知的財産権リスク評価を行い、企業の知的財産権に係る国際紛争に対応する能力を向上させる。(知的財産権局、商務部は主導し、工業と情報化部、国資部、貿促会は補助して担当する。)

(五) 海外知的財産権権利行使への援助の強化。

84、海外産業重大知的財産権紛争に対応する政策を制定して実施する。(商務部、知的財産権局は主導し、工業と情報化部、税関総署、工商総局、質検総局、版權局、貿促会は補助して担当する)

85、我国の他国に駐在する組織、主要国家と地域外交機構における知的財産権業務の人材配備を研究する。(中央編弁、外交部、財政部、商務部、工商総局、知識産権局、貿促会は、それぞれの職責により担当する)

86、海外における涉外知的財産権サービスと権利行使援助機構名簿を発表し、海外知的財産権サービスネットワークの形成を推進する。(商務部、工商総局、知識産権局、貿促会は、それぞれの職責により担当する)

五、知的財産権対外協力レベルの向上。

(一)更に公平で合理的な国際知的財産権規則の制定の推進。

87、国連の発展議事日程に積極的に参与し、『ドーハ宣言』の実行と『視聴表演北京条約』の発効を推進する。『特許協力条約』、『放送機関の保護に関する条約』、『生物多様性条約』等の規則を改正する国際協議に参与し、『工業意匠の国際登録(ヘーグ協定)』と『マラケシュ条約』に加盟することを推進する。(外交部、環境保護部、農業部、商務部、税関総署、工商総局、版權局、林業部、知識産権局、貿促会は、それぞれの職責により担当する)

(二)知的財産権対外協力体制の設立の強化。

88、WIPO、WTO 及び関連国際組織との交流及び協力を強化する。主要国家の知的財産権、貿易、税関などの部門との協力を深化させ、伝統の提携相手との友好関係を強固にする。(知識産権局、商務部、外交部は主導し、農業部、文化部、税関総署、工商総局、質検総局、版權局、林業局、貿促会は補助して担当する)

89、関連国際組織が我国において知的財産権仲裁・仲介ブランチを設立することを推進する。(知識産権局、外交部、司法部担当)

90、国内外の有名地理標識製品の保護における協力を強化し、地理標識製品の国際化を推進する。(農業部、商務部、税関総署、工商総局、質検総局は、それぞれの職責により担当する)

91、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)及びアジア太平洋経済協力(APEC)を基とする知的財産権連携を積極的に推進する。(商務部、知識産権局、外交部、工商総局、質検総局、版權局担当)

92、「一带一路(シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロード)」の沿線諸国と地域の知的財産権連携制度を設立することを探索する。(知識産権局、商務部は主導し、外交部、発展改革委、工商総局、質検総局、版權局、貿促会担当)

(三)発展途上国に対する知的財産権援助の増加。

93、発展途上国の知的財産権能力の育成を支持・援助し、一部の後発発展途上国に、発展に必須である専利技術を優遇条件で実施許諾をする。(知識産権局、外交部、科技部、商務部担当)

94、発展途上国向けの知的財産権学習教育と短期研修を強化する(知識産権局、外交部、教育部、人力資源社会保障部、商務部担当)

(四)知的財産権公共外交ルートの開拓と拡大。

95、企業が国際と地域の知的財産権規則制定に参与するルートを開拓し広げる。国内サービス機構、産業連盟等と国外関連組織との提携交流を推進する。(知識産権局、外交部、工業と情報化部、商務部、貿促会担当)

96、ボアオ・アジア・フォーラム知的財産権検討交流体制を設立し、国際影響力のある知的財産権検討交流活動を積極的に行う。(知識産権局、商務部担当)

97、国際レベルの知的財産権知識データベースを立てる。(知識産権局)

## 六、政策保障の強化

(一)財税及び金融の支持力度を強化する。

98、財政資金を用いて科学技術成果の権利化及び知的財産権の産業化を引率する。(知識産権局、科技部、財政部担当)

99、研究開発費用の税前追加控除政策を実行し、規定により条件に合う知的財産権費用に対して追加控除を行う。(財政部、税務総局担当)

100、専利費用軽減弁法を制定し、専利出願と存続費用を合理的に引き下げる。(財政部、発展改革委、知識産権局担当)

101、海外における知的財産権権利侵害責任保険作業を積極的に推進する。(保监会、知識産権局担当)

102、知的財産権担保融資リスク補償基金と重点産業知的財産権運営基金の試行を積極的に行う。(財政部、知識産権局は主導し、工業と情報化部は補助して担当する)

(二) 知的財産権専門人材グループの構築と強化。

103、知的財産権関連学科の設立を強化し、産業、学校、研究機構の連合育成モデルを改善する。管理学と経済学に知的財産権専門を追加し、知的財産権の学位教育を強化する。各種類のイノベーション人材に対する知的財産権研修を強化する。(教育部、知的財産権局担当)

104、各地方が先端的な知的財産権人材を導入することを激励し、関連の人材導入計画により優遇を与える。知的財産権国際化人材バンク及び知的財産権で人材を発掘する情報プラットフォームを構築する。(中央組織部、知識産権局担当)

105、我国の知的財産権人材が海外で資格証書を取得することを激励する。知的財産権従業レベル評価制度を更に改善し、知的財産権専門人材グループを安定して拡大する。一団の知的財産権起業チューターを選出して養成する。(知識産権局、人力資源社会保障部担当)

(三) 宣伝と指導の強化。

106、知的財産権普及型教育を広範囲で行い、知的財産権公益宣伝と相談サービスを強化し、全社会の知的財産権意識を高める。(中央宣伝部、知識産権局、教育部、文化部、工商総局、版權局、国家インターネット情報弁公室担当)

出所: 中国政府公式サイト